

利息制限法等の改正にともなうATMご利用手数料のお知らせ

平成22年6月18日からの改正利息制限法等の施行（※）にともない、当行以外の提携金融機関のATMで「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」をご利用される場合のATM利用手数料について、下記のとおりといたします。

※「利息制限法施行令」第2条および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」第2条（平成19年11月公布）により、CD・ATMを利用したお借入れまたはご返済の際に、お客さまにご負担いただくATM利用手数料（消費税込み）について、お借入れまたはご返済の金額が、1万円以下の場合は「105円」、1万円超の場合は「210円」を超える額は、利息と見なされることが定められたものです。

■当行のキャッシュカード、ローンカードをご利用のお客さまへ

1. 当行以外の提携金融機関のATMでのご利用手数料の上限

お借入れ金額	ATM利用手数料（消費税込み）
1万円以下	105円
1万円超	210円

※ただし、ATMご利用手数料が105円となる時間帯（平日の8:45～18:00等）は、お借入れの金額に拘わらず手数料は105円となります。

2. ご留意事項

(1) ご利用の金融機関によっては、ATM画面やATMのご利用明細票に記載される手数料金額が、実際にお客さまにご負担いただく金額と異なる（お客さまにご負担いただく金額が少なくなる）場合がございます。

この場合、ATMご利用明細票の残高欄には、実際にお客さまからご負担いただく手数料を引落した後の残高が記載されます。

また、お客さまの通帳には、実際にご負担いただいた手数料が正しく表示されます。

(2) 当行のATMをご利用の場合および提携金融機関のATMで貸越等を伴わない預金のお引出しの場合は、ATMご利用手数料は変更ございません。

■提携金融機関のキャッシュカード、ローンカードをご利用のお客さまへ

改正利息制限法等の施行に伴う対応は金融機関ごとに異なります。

お取引の内容によっては、お客さまにご負担いただくATMご利用手数料がATM画面やATMのご利用明細票に表示される金額と異なる場合、またはATMをご利用いただけない場合がございます。

詳しくは口座をお持ちの金融機関にお問い合わせください。

（平成22年6月18日現在）